

## 令和7年度第1回豊川市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和7年8月19日（火曜） 午前10時より

場所：豊川市役所 防災センター1階市民研修室2

### 1 あいさつ

### 2 委員及び事務局自己紹介

### 3 議題

- (1) 会長の選出及び副会長の指名
- (2) 豊川市の女性登用率について
- (3) 第3次豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について
- (4) 令和7年度男女共同参画推進事業について
- (5) 第3次豊川市男女共同参画基本計画中間改訂について

### 4 出席者

加藤知佳子委員、鈴木美香委員、神谷典江委員、橋本記久子委員、大井礼子委員、  
山本恭弘委員、鈴木智晴委員、野田裕一委員  
(欠席 恩田やす恵委員、長谷川完一郎委員)

#### 事務局

桑野研吾副市長  
木村晋也市民部次長  
橋爪慈子人権生活安全課長  
清水亜希人権推進係長  
鈴木萌香主事

### 5 傍聴者数

8人

## 1 あいさつ

桑野副市長

## 2 委員及び事務局自己紹介

- ・事務局より委員委嘱期間等説明
- ・各委員、事務局の自己紹介

## 3 議題

### (1) 会長の選出及び副会長の指名

- ・会長 加藤知佳子 委員
- ・副会長 橋本記久子 委員

### (2) 「豊川市の女性登用率について」(資料2、3)

【事務局】：資料2、3の説明

#### 資料2について

豊川市では、女性の審議会等への登用促進を図るため、「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」を定めている。第3次豊川市男女共同参画基本計画に基づき、市の施策、方針決定の場への女性の参画を促進することを目的としており、審議会等に占める女性の割合は、令和7年度末までのできるだけ早い時期に40%以上となることが目標。基本計画の改訂により、令和3年4月より、目標の女性の割合を30%から40%に改正。

#### 資料3について

令和7年4月1日現在で、豊川市における審議会等委員への女性登用状況を取りまとめたもの。全体の委員総数は968名、うち女性委員数は306名。令和6年度と比較すると、全体の女性比率は1.06ポイント増加して、31.61%となった。

豊川市における女性登用率の推移で、県下各市における2000年以降の豊川市の順位と県内平均率、順位については未発表のため空欄。

今後も、各課に女性委員の登用の検討を依頼し、女性人材リスト(令和7年4月1日現在72名)の紹介など長期的な働きかけを行う。登用率の向上に一層努力し、全体としての40%超えを目標とするとともに、令和12年度までのなるべく早い時期までに女性登用率45%超えを目指していきたい。

・事前質問（意見）に対する説明及び回答

【事務局】：事前質問（意見）の説明

資料3の委員構成の内訳について、「-（ハイフン）」と「0（ゼロ）」の区別が確実にされているか、との質問があった。令和5年度開催の本審議会においてご指摘のあったものであり、審議会等への女性登用率について庁内各課へ依頼する際、各審議会等の設置根拠となる要綱等による確認の上、ハイフンもしくはゼロを使い分けて回答するよう依頼している。

また、「高い専門性が必要な審議会等で、さらに委員数の少ない場合には男女のバランスの考慮には苦労されていると思う。ゼロとしている構成枠で再度検討されるとありがたいと思う。」と意見があった。

・意見交換

意見なし

議題（3）第3次豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について説明（資料4、5）

【事務局】資料4、5について説明

資料4について

本市では、平成21年4月に豊川市男女共同参画推進条例を施行し、男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでいる。

前計画から引き続き「自立と支え合いの男女共同参画社会」を将来像とし、3つの基本目標、10の施策の方向、22の基本施策が位置づけられている。22の基本施策には、171の個別事業、担当課が実施する226の課別事業が計画されている。「基本計画担当課」については、危機管理課を始めとする16課。実績についての担当課の評価基準はA評価の「事業を大きく改善した」から、D評価の「事業の維持に至らなかった」までの4段階としている。令和6年度基本目標別評価の内訳は、課別事業数227件の内、A評価が9件、B評価が13件、C評価が203件、D評価が0件。

資料5について

令和6年度実績報告について。

A評価、B評価の事業については、太字に下線で示している。

・基本施策3「多様なメディアを活用した男女共同参画の推進」の「表現のガイドラインの普及啓発」「マスコミ、各種団体への啓発」について。

社会情勢の変化等に伴い、「表現のガイドライン」を改訂し「豊川市男女共同参画の視点からの公的広報表現のガイドライン」として市職員への周知や市ホームページ・情報紙「ゆい」による周知を行った。

「ジェンダーの視点を取り入れた広報活動の実施」について。

秘書課の事業。広報とよかわ2月号の特集においてLGBTQを取り上げた。人権生活安全課も記事の校正やNPO法人への取材への同行を行い、特集記事を作成した。

・基本施策20「性的指向や性自認についての理解促進」の「性の多様性に関する啓発」について。

豊川市パートナーシップ宣誓制度について、より多様な生き方を認めるため、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度へ拡充した。また、引き続き県内33自治体間で協定を締結。加えて新たに全国169自治体（加入した令和6年11月1日時点）からなるパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに参加した。令和7年8月1日時点で259自治体が加入済み。

・基本施策21「暴力、児童・高齢者・障害者虐待等の防止対策の推進」の「関連法令等の周知」について。

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に行われる「パープル・ライトアップ事業」に初めて参加し、市役所北側さくらトンネルを紫色にライトアップし、チラシの設置やSNS等により運動の趣旨を周知した。

・事前質問（意見）に対する説明及び回答

【事務局】：事前質問（意見）の説明

資料5の実績報告は取り組み内容によるので統一した書き方は難しいと承知しているが具体的な記述をお願いしたいとの意見があった。庁内各課へ各事業の進捗状況調査を行う際、実績報告についてできるだけ具体的な内容や数値、実施による効果を記載するよう依頼している。今後は回答が大まかな内容である場合は、担当課へ確認し、修正を依頼する。

・意見交換

意見なし

## 議題（４）令和７年度男女共同参画推進事業について説明（資料６）

### 【事務局】資料６について説明

#### 資料６について

「エンパワーメント講座」は、日程は未定だが、昨年度と同趣旨の再就職等の講座を全２回の講座で開催する予定。

「LGBTQを知る基礎セミナー」は、令和８年１月１９日（月曜）に市職員及び保育士向けに開催する予定。

「男女共生セミナー」は、日程は未定だが、昨年度と同様に父親などの保護者と小中学生と一緒に参加する、簡単にできる料理の講座を開催する予定。

「男女共同参画推進出前講座」は、年間５団体の枠を設けており、今年度は５月１日時点で５枠すべての申し込みを受けている。

「人権・男女共同参画講演会」は、令和８年３月７日（土曜）に豊川市文化会館大ホールにて開催を予定している。現在講師との契約等を進めており、講師及び演題は今後広報や市ホームページ等で周知する予定。

「女性悩みごと相談」について。毎月第１・３金曜日と第２火曜日に加え、年４回日曜日に実施日を設けている。各日程一人当たり５０分の枠を４回設けている。相談員の派遣は公益財団法人名古屋YWCAに委託。

「男女共同参画情報紙ゆい」について。市内公共施設や金融機関などに設置するほか、講座や講演会等のイベントで配布したり、電子回覧板「結ネット」や市SNSでデータ版を配信したりしている。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について。互いを人生のパートナーとする二人が日常生活において相互に協力し合うこと、またその二人の一方または双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を含めて家族であると宣誓したことを市が証明する制度。令和７年８月１日時点で、豊川市では１５組の宣誓を受け付けている。

### ・意見交換

#### 【委員】

「女性悩みごと相談事業」について。第７次豊川市総合計画の策定資料の中で、人権生活安全課の「女性支援法の施行により、女性の人権を尊重した相談対応、相談につながる取り組みがこれまで以上に求められている」との記載を覚えている。実際そうだと思う。現在相談員は委託先による派遣だが、女性相談員の設置を検討していくのか、もう少し増やしていこうとしているのか。私がセンターブリオ４階の運営を任せられており、実際に悩まれている方を見てきた。困っている方を放っておけないため、こういったものがありますよと案内させていただいた。女性が相談に行くという第１歩を踏み出すには勇気がいるようだ。行ってみればいい、話をしていればいいと紹介することを数回経験した。女性

相談員の登用を考えて努力しているのか、相談員の数を増やそうとしているのか、現状維持のままなのか。検討の余地があるのでは。

**【事務局】**

ありがとうございます。事務局としては、法の施行等は理解しているが、相談件数自体は増えていないため、現状維持の考えを持っている。

**【委員】**

分かりました。現状維持がいけないという意味で発言したわけではない。「相談に行けますよ」という門を開いてあげることが重要だと思う。私は、地元では民生委員をしているが、知らない家庭がある。だから、「相談に行ってみな」と言ってあげられる人だけでなく、相談先を知らない人のために、もう少し周知をした方がよいのでは。

**【事務局】**

ありがとうございます。周知にもっと力を入れていきたい。

**【委員】**

A評価が付くように。なるべく相談でも“A”のランクがつくような推進を目指していないと社会は変わらないと思う。ぜひ考慮してほしい。

**【会長】**

ありがとうございました。相談件数 93 件とあるが、梓全体からは、まだ余裕があるのかなのか、足りないのか。そのあたりも検討を。そのうえでゲートキーパーになるような情報提供をしていただくとよいのでは。

議題（5）第3次豊川市男女共同参画基本計画中間改訂について説明（資料7～9）

**【事務局】** 資料7について説明

**資料7について**

第3次豊川市男女共同参画基本計画中間改訂の日程について。

6月下旬から7月上旬に庁内各課へ男女共同参画に関する既存及び新規取組の調査を実施した。その結果や本日の審議会にいただく意見等を基に、中間改訂の方向性を決定する。

関係団体へのヒアリングや10月開催予定の第2回男女共同参画審議会、庁内外のパブリックコメントの実施を経て原稿を作成する。2月ごろ開催予定の第3回男女共同参画審

議会にて報告する予定。その後、市ホームページ等により公表。

#### 資料 8 について（資料 4 も併せて説明）

資料 4 の現行の計画における体系図に、朱書きで今回の中間改訂での修正内容を記載している。資料 8 は、その修正を行う根拠となった課題や、新たに加える視点等をまとめたもの。

資料 4 より、修正点について。

①基本目標 3 の施策の方向に「男女共同参画の視点からの防災の推進」を追加

愛知県「あいち男女共同参画プラン 2025」の 10 の基本的施策に「男女共同参画の視点からの防災の取組」が位置付けられている。全国的に増加している豪雨災害や、地震・津波等の自然災害の増加が懸念されるなかで男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進はますます重要となっている。

②「施策の方向 9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり」及び「施策の方向 10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」として位置づけ

令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条の 3 により、市町村基本計画の策定が努力義務となった。

「一部」「を包含」の記載は、施策の方向 9 及び 10 が性別にかかわらず困難を抱えるすべての市民を対象にした内容であることを前提に、女性であることでさらに複合的な困難を抱える人に対する支援に関する内容を含むということを示す。

③「基本施策 20 性的指向や性自認についての理解促進」を基本目標 1 の基本施策 3 及び 4 の間へ移動

基本施策の具体的な事業内容を考慮した。

#### 資料 9 について

上記①～③の修正を行った体系図が資料 9-2。

資料 9 は第 3 次豊川市男女共同参画基本計画素案（第 1 章～第 3 章）。修正箇所は朱書きとしている。

主な修正点については以下のとおり。

- ・各種データ数値の更新  
必要なデータが本日時点で公表されていないものについては公表予定時期等を記載。
- ・各施策の方向の「現状と課題」

毎年実施している基本計画進捗状況調査結果や、昨年度実施した豊川市男女共同参画市民意識調査結果をもとに分析した内容を掲載。

ページごとの修正点については以下のとおり。

・17 ページ、18 ページ 重点的な取組

7つ目の取組として「男女が平等に共同参画し多様性を尊重する社会」を追加。今回の中間改訂で、性の多様性に限らず国籍や出自等幅広く多様性を認め合うことを重要な視点として加える予定。

・26 ページ 基本施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

「NET ゆいを含む」を削除。NET ゆいは市ホームページ上に開設しているインターネット版の男女共同参画推進センターであり、男女共同参画情報紙「ゆい」とは異なるため。

・27 ページ 基本施策4 性的指向や性自認についての理解促進

基本目標3から基本目標1へ移動。

・30 ページ 基本施策5 保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進

「小・中学校カリキュラムにおける男女共同参画を研究し、導入します。」を削除。一つ上の「人権の尊重と男女共同参画についての学習を学校の実情に応じて実施します」と内容が重複しているため。

・33 ページ 基本施策6 あらゆる職場における男女共同参画の推進 及び

基本施策7 雇用機会均等の促進

主な取組として人事課の取組を追加。

・50 ページ 基本施策17 介護環境の充実化

高齢者相談センターの名称が福祉相談センターに変更されたため修正。

・52 ページ 基本施策19 ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

保健センターの取組で、女性の感染症予防のみに関する内容を、既存の予防接種や子宮頸がんに関する内容を含めたものに修正。

・53 ページ 基本施策20 男女共同参画の視点からの防災の推進

新設。人権生活安全課及び危機管理課による取組が該当。

なお、自主防災会の防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターについては44ページの基本施策13 家庭・地域活動における男女共同参画推進 の取組の再掲。

・56 ページ 基本施策21 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援  
朱書きの3つの取組は既存事業だが今回追加。

朱書きの3つの取組のうち1つ目は市民協働国際課の取組。もう2つは、62 ページの基本施策22 暴力、児童・高齢者・障害者虐待の防止対策の推進に再掲。

・事前質問（意見）に対する説明及び回答

**【事務局】**：事前質問（意見）の説明

「男女共同参画の視点からの防災の推進を基本施策とするのは、近年全国的に災害が増えたと感じる中で必要なことと思う。実際、令和5年には本市でも雨による被害があった。従来の計画では、地域の防災力向上のため女性の視点から意見を取り入れた体制づくりや防災リーダーの養成などが示されていた。この内容を施策の方向（6）に残すのは地域福祉の観点から必要なことと思う。現在の防災の必要性や防災意識の高まりを考えると、施策として起こすことで、一步踏み込んだ内容になると期待する。」との意見があった。

また、「施策の方向10及び11に「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」を位置づけることを考えると、性的指向や性自認についての理解促進の移動は無理のないことと思う。移ることで、対象や取り組みが広がりそうである。」との意見があった。

・意見交換

**【委員】**

ただいま説明があった男女共同参画の視点からの防災の推進に大賛成。昨今、災害が多い。内閣府では「2014年に自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が取り上げられていたにもかかわらず、少し出遅れているというきらいがある。

豊川市では、「女性のための防災パンフレット」を数年前に作っており周知活動も進んでいる。しかし、男女共同参画の視点を取り入れる際に、人権のことも入れないとまずいと思う。多言語、外国人の方々の人口が増えてきている。男女共同参画の視点からの防災意識の推進の中に、多言語に関する内容をぜひ入れていただきたい。豊川市では、災害時の通訳ボランティアの養成講座も、国際交流協会が主導して行っているが、なかなか伸び悩んでいるような状態。災害が起きた時に、果たして外国人の方がどうすればいいのかというのが周知徹底されていない現状があるかと思う。災害はみんな平等に起こる。「防災の推進」と入れるならば、各課で連携して、外国人の方への災害への男女共同参画の視点の周知をしていただきたい。より充実したものになるかと思う。危機管理課ではコミュニケーションボードを用いて外国人への周知をしている。人権生活安全課だけでなく、危機管

理課を主として関係各課で取り組んでいただきたい。

**【会長】**

基本施策 20 にも、記載を希望されているのか。

**【委員】**

できるだけ多くの課が関わっているという内容にしないと、中間見直しにならないと思う。豊川市の大きな施策の一つに“協働”がある。様々な各課が協働して様々なことをする。市民と一緒に支え合っている形を男女共同参画でも打ち出していただけると、「防災の推進」と書いたならばそのようにしないと、人権生活安全課だけでは間に合わないと思う。

**【事務局】**

非常に重要な視点である。これから外国人人口が増えていくと思う。そういった視点は、災害時非常に重要になるため検討させていただきたい。

**【会長】**

ありがとうございました。その他何かご意見は。

**【委員】**

私はデリケートゾーンをメインとした脱毛サロンをやっている。お客様とプライベートなお話をさせていただいている。基本施策 4 「性的指向や性自認についての理解促進」について。お客様から「子どもへの性教育をどうしたらいいかわからない」という声がたくさん多い。幼い時から性教育を行っている家庭もあるが、うやむやにしたままの方や、子どもが中高生になるとそういう話をしにくいという方もおり、性教育がすごく遅れていると実感している。最近 SNS で情報を発信している方も多くなってきている。そういった認知が高い方から保育士や保護者へ、また家庭でも性教育ができるようなセミナーなどをぜひやっていただきたい。

**【事務局】**

性教育は基本施策 19 「ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進」にも関係してくる事業と考えられる。実施する主体がどこになるのかなど、しっかりと検討させていただきたい。

**【会長】**

ありがとうございました。その他何かご意見は。

**【委員】**

施策の方向7「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」について。「現状と課題」の部分が、様々なことがだらだらと書かれている。もう少し分かりやすくしたほうが読みやすい。カギカッコが2つついているなどにより読みづらい。

**【事務局】**

今一度見直しを行う。

**【会長】**

ワーク・ライフ・バランス、防災、困難な問題を抱える女性への支援の取り組み、別の課と協働が必要な問題など、いわゆるこれまでの男女共同参画の分類ではない問題をいろいろと盛り込まなくてはいけない状況。文書の作成が難しい点があるかと思うが、整理しながらやっていただきたい。

本日の議題は、すべて終了しました。

閉会